

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日時 平成29年12月20日（水）  
開会 午前10時33分  
閉会 午前10時56分
- 3 場所 正・副議長応接室
- 4 出席議員 （委員長）須藤智子、（副委員長）大野慎治  
（委員）塚本秋雄、鬼頭博和、木村冬樹  
黒川武議長、梅村均副議長、宮川隆議員
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明員 行政課長中村定秋、議会事務局長尾関友康、同統括主査寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

（1）委員会提出議案について

統括主査：資料に基づき説明

質疑は無く、委員会提出議案2件を本会議に上程し審議することに決した。

（2）追加議案について

行政課長：資料に基づき説明

質疑は無く、条例4件及び予算5件の追加議案を本会議に上程し審議することに決した。

（3）議案の精読時間について

統括主査：追加議案に係る精読時間を決めていただきたい。

精読時間は20分間と決した。

（4）陳情の取扱いについて

統括主査：総務・産業建設常任委員会及び厚生・文教常任委員会へ送付した陳情のうち、取扱いを経て、陳情第14号及び第15号を請願同等に取り扱うことに決している。議会運営委員会において、委員会の決定を尊重し、本会議で審議するか否かの決定をいただきたい。

大野副委員長（総務・産業建設常任委員会委員長）：陳情第12号を委員会で取り扱うなか、市内店舗及び江南警察署へ市から申し入れていただくように決している。陳情者にも同様の旨の決定をした報告をしたい。

陳情2件について、本会議において審議することに決した。

(5) 平成30年3月(第1回)岩倉市議会定例会会期(案)について  
議会事務局長：資料に基づき説明

資料で会期2案が示され、資料上部第1案に決した。

(6) その他

木村委員：本定例会の一般質問についてである。「質問の取下げ」、「通告に無いことを意見として述べる」ということが見受けられた。いか程かと感じた。

須藤委員長：議会運営委員会委員長として該当議員に対して注意を行う。

梅村副議長：請願の取扱いについてである。採決において「一部採択」「趣旨採択」とする案件が増えてきた。その際に全員一致でないとき、少数意見者の意志の表明が無いと意図するところがわかり得ない。一部採択に反対として、そもそも全て賛成であるから一部採択に反対なのか、そもそも全て反対であるから一部採択に反対なのかが分かりづらい。

黒川議長：議員間討議を踏まえて採決に至るので、委員長報告の中で触れていただく。記録としても残る。議員間討議の中で意志を表明してもらえば良い。

塚本委員：商工会の陳情を請願同等に取り扱うとして採決した際に、陳情の一部項目を除いて採択とするいわゆる一部採択に対する決に対し、私は一部項目を除かず全項目賛成の立場で反対とした。委員長が少数意見として報告いただければ記録としても残るし良いと考える。

梅村副議長：委員会で「一部採択」又は「趣旨採択」に決する場合は、委員会の中で全員一致になるまで議論を煮詰めたほうが良いと考える。

木村委員：請願は意見書を国などへ提出する場合も多いが、委員会提出議案として上程することになるので、意見が分かれる場合は議論を煮詰めて、どこまでが一致できるのか議論したほうが良いと考える。

宮川議員：議案第76号は議員の報酬に関してであるが、提出者は議長でなくて良いのか。予算が絡むから市長提出なのか。

行政課長：予算が理由ではない。提案者がどちらかと定めはない。

10 その他

特になし。